

令和5年度
和賀中央農業水利事業

和賀中央地区管理図等作成(その2)業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、和賀中央農業水利事業和賀中央地区管理図等作成（その2）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改好事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

岩手県北上市和賀町横川目4地割地内他（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

調査対象施設は上堰幹線用水路（0.36km）、小水力発電施設（1箇所）、用水管理施設（1箇所）、堅川目導水路系統（2.60km）、長根導水路系統（4.33km）の総延長7.29kmとする。

(班編制)

第3条 本業務は、2班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件を備えた者とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改好事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改好事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第 6 条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条（照査技術者）」及び「共通仕様書第 9 条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （1）予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- （2）東北農政局において、令和 5・6 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （3）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- （ア）親会社と子会社の関係にある。
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- （1）照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- （2）照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第 15 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条（契約不適合責任）のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性の評価）

第 7 条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

（1）次の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

①業務内容に対応した費用が計上されているか

②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか

③品質管理体制が確保されているか

（2）次の審査項目①において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

①再委託への支払いは適正か

（3）その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

（4）業務成果品のミス、不備 等

（保険加入）

第 8 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第9条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
和賀中央農業水利事業用地測量業務成果品（電子）	一式	
和賀中央農業水利事業工事完了図書（電子）	一式	
その他必要な資料	一式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第10条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 作業準備	2 1 件（工事）	上堰幹線用水路 3 件 小水力発電施設 2 件 用水管理施設 2 件 竪川目導水路系統 7 件 長根導水路系統 7 件
(3) 現地踏査（水路・道路等）	7. 2 9 km	上堰幹線用水路 0.36km 竪川目導水路系統 2.60 km 長根導水路系統 4.33km
(4) 現地踏査（頭首工・機場等）	2 件	小水力発電施設 1 箇所 用水管理施設 1 箇所
(5) 施設図郭割図作成	2 枚	竪川目導水路系統 1 枚 長根導水路系統 1 枚
(6) 水路路線図作成	2 枚	竪川目導水路系統 1 枚 長根導水路系統 1 枚
(7) 水理縦断図作成	2 枚	竪川目導水路系統 1 枚 長根導水路系統 1 枚
(8) 施設管理図作成	3 8 枚	上堰幹線用水路 2 枚 小水力発電施設 1 枚 用水管理施設 5 枚 竪川目導水路系統 11 枚 長根導水路系統 19 枚
(9) 管割図作成	1 3 枚	竪川目導水路系統 5 枚 長根導水路系統 8 枚

(10) 構造図等作成（C A Dデータの修正）	4 4 3 枚	上堰幹線用水路 88 枚 小水力発電施設 79 枚 用水管理施設 101 枚 竪川目導水路系統 82 枚 長根導水路系統 93 枚
(11) 用地管理図作成	3 8 枚	上堰幹線用水路 2 枚 小水力発電施設 1 枚 用水管理施設 5 枚 竪川目導水路系統 11 枚 長根導水路系統 19 枚
(12) 管理図等作成（C A Dデータの追記及び修正）	3 枚	上堰幹線用水路 3 枚
(13) 管理設備調書作成	5 5 枚	上堰幹線用水路 1 枚 竪川目導水路系統 25 枚 長根導水路系統 29 枚

（指示事項）

第 11 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、共通仕様書のとおりとする。

（１）作業準備

本特別仕様書第 9 条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもった施設の種目別、種類別、年度別の各費目に係る工事諸元（出来型数量）の精査・整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行うものとする。

（２）施設図郭割図作成

- ①縮尺は 1/12, 500 を基本に、施設全体が 1 枚の図面に収まるよう作成する。
- ②水路等の路線位置、水路路線図、施設管理図、用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。
- ③方位、縮尺、凡例を表示する。
- ④図面のサイズは A 1 版を基本として作成する。

（３）水路路線図作成

- ①縮尺は 1/10, 000 を基本に、地形図等に水路等の路線、管理施設、図郭及び図面番号を表示する。
- ②管理施設では、監督職員が指示する管理番号を表示する。
- ③保全管理に有用な情報として、路線分岐及び施設の概略構造を表示する。縮尺上表現できない場合や複雑な施設では、施設レイアウト等をバルーン等により追加、補足文を加える等の工夫を行う。
- ④方位、縮尺、凡例を表示する。
- ⑤緯度・経度を 30 秒ごとに表示し、主要施設にも緯度・経度を表示する。
- ⑥図面のサイズは A 1 版を基本として作成する。

(4) 水理縦断面図作成

- ①縮尺は縦 1/1,000、横 1/10,000 を基本に、極力少数枚とする。
- ②施設管理図より、水路の縦断面線形及び施設位置を読み取り作成する。
- ③施設については、保全管理に有用な情報を表示する工夫をする。
- ④全ての変化点を 0.01m 単位以上の精度で表示・網羅する。
- ⑤施設を表示し、管理番号(水路路線図と同じ)及び標高を表示する。
- ⑥市町村界及び主要公共物(主要道路の縦横断、河川の横断、鉄道横断等)、工事受注者を表示する。
- ⑦図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(5) 施設管理図作成

- ①縮尺は縦 1/200、横 1/500 (平面図含む) を基本に作成する。
- ②工事完了図面の集合・修正等により作成する。
- ③図面一葉に、平面・縦断・横断・構造等、必要な事項を記入する。
- ④縦断表帯部には勾配、水路形式、水路底高・管中心高、地盤高、追加距離、測点、曲線を表示する。
- ⑤縦断表帯部の水路形式には水路構造を表示し、管水路にあつては基礎構造を併せて表示(施工支持角及び材質・工法)し、別途標準断面の区間を付記し、表示する。
- ⑥縦断図では管水路本体のほか、弁室や管理施設(制水弁や空気弁等)を表示する。
- ⑦方位、縮尺、工事名、実施設計業務名、施工年度、施工延長、工種の概要(例：暗渠)等の区間情報及び工事受注者を付記し、表示する。
- ⑧図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(6) 管割図作成

- ①施設ごとに、図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(7) 構造図等作成(CADデータの修正)

- ①工事契約図面(完了図面CADデータ)を基に修正を行うもので、図面のタイトルボックスの修正、及び図面上の文字の修正、削除を行う。
- ②表題欄(タイトルボックス)は、図面名称に施設名及び水路路線図と同じ管理番号を表示する修正を行う。
- ③工事完了図面の表題について、表題欄の図面名称と同じになるよう文字等の修正(数箇所程度)を行う。
- ④図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(8) 用地管理図作成

- ①縮尺は 1/500 を基本に作成する。
- ②用地実測平面図(最終確定図面)の集合・修正等により作成する。
- ③取得等の土地について、取得・権利設定・占使用等のそれぞれの権利を表示し、範囲を着色する。
- ④境界杭の位置の明示については、杭の位置・杭ナンバーを表示する。

- ⑤基準点（既知点）の位置、及び点名を併せ表示する。
- ⑥境界杭の位置の明示のため座標（直角座標系）を記載した座標一覧表を表示する。
- ⑦方位、縮尺、その他必要な事項について表示する。
- ⑧図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

（９）管理図等作成（C A Dデータの追記及び修正）

- ①過年度に作成した管理図（水路路線図、水理縦断図、施設管理図）に、追記及び修正を行うもので、図面のタイトルボックスの修正、及び図面上の文字の修正、削除を行う。
- ②図面一葉に、水路路線、縦断線形、構造等の必要な事項を記入する。

（10）管理設備調書作成

- ①分土工毎など、改修した設備毎に 1 枚、A 4 版で作成する。
- ②設備に直ちに向かえるよう緯度・経度を表示、あるいは道路状況が把握できる図に設備位置を表示する。
- ③埋設あるいは積雪時の設備でも位置が特定できるよう、周辺建物等が入った写真を表示する。
- ④水路と流れの方向に加え、操作を行うゲート等の位置をレイアウト図や補足説明の形で表示する。
- ⑤操作に必要となる情報を表示する。

第 4 章 成果物

（成果物等）

第 12 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物		数 量	装 丁 等
（１）電子納品 「設計業務等の電子納品要領（案）」（平成 31 年 3 月農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室）によるデータ ・完了図書（①施設図郭割図、②水路路線図、③水理縦断図、④施設管理図、⑤管割図、⑥構造図、⑦用地管理図、⑧管理設備調書）	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
（２）その他必要な資料 ・完了図書（上記①～⑧）の出力	電子データ	正副 2 部	C D - R 等
	書面	1 部	A 3 縮小版綴じ込み

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7 - 2 5 盛岡合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第13条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）センター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第10条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第11条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第12条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第7章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第15条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出席し監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局北上土地改良調査管理事務所とする。

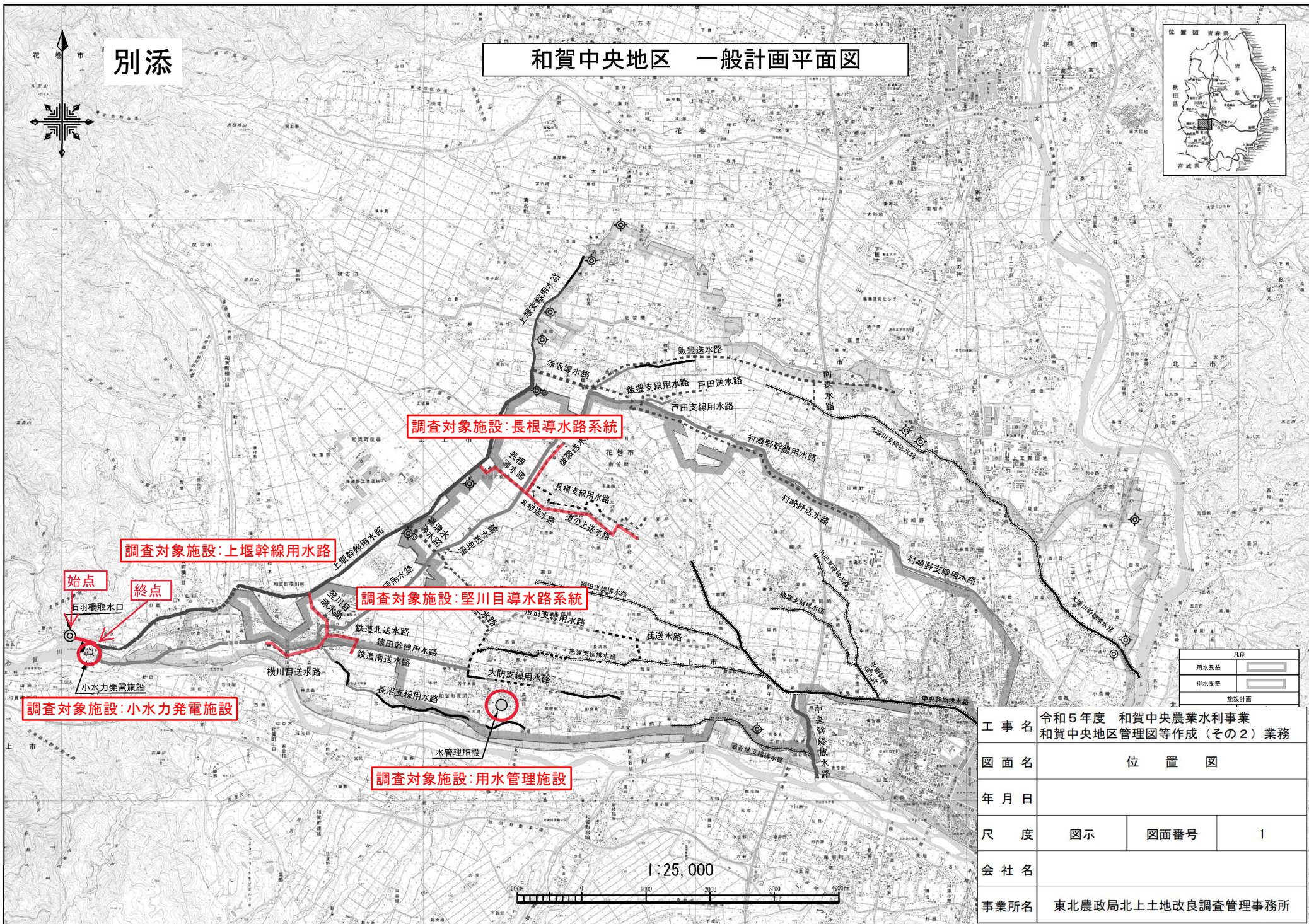
- (1) 本業務着手時前
- (2) 中間打合せ2回（各図面の作成方針確認時：1回、各図面の素図作成時：1回）
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。



別添

和賀中央地区 一般計画平面図



調査対象施設: 長根導水路系統

調査対象施設: 上堰幹線用水路

始点

終点

調査対象施設: 堅川目導水路系統

調査対象施設: 小水力発電施設

調査対象施設: 用水管理施設

凡例	
用水受益	——
排水受益	——
施設計画	

工事名	令和5年度 和賀中央農業水利事業 和賀中央地区管理図等作成 (その2) 業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度	図示	図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		